

木更津市告示第46号

本市の区域内の字の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

なお、この告示は、平成16年3月6日から効力を生ずる。

平成16年3月5日

木更津市長 水越 勇雄

変更調書

| 新  |     | 旧  |                                 | 地番   |   |
|----|-----|----|---------------------------------|--|---|
| 大字 | 字   | 大字 | 字                               |  |   |
| 曾根 | 境田  | 飯富 | 釜沼                              | 304の2 305の2 306の2                            |   |
|    |     | 曾根 | 古橋本                             | 334の地先の道路、水路である国有地の一部                        |   |
|    | 古橋本 | 飯富 | 釜沼                              | 308の2 309の2 310の3 310の4<br>311の2 313の2 314の2 |   |
|    |     |    |                                 | 314の2に隣接する道路、水路である公有地の全部                     |   |
|    |     | 秋山 | 大字飯富字釜沼314の2に隣接する道路、水路である公有地の全部 |  |   |
|    |     | 曾根 | 日の宮                             | 291の3 292の1                                  |   |
|    |     |    |                                 | 堂の下  | 326に隣接する道路、水路である国有地の一部<br>326の地先の道路、水路である国有地の全部 |

備考 上記の土地の表示は、平成15年5月13日現在の土地登記簿謄本によるものである。